

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	後藤 悠帆
論文題目	精神分析は教育である -フロイトの事後教育と神経症的ではない道徳性-		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、S・フロイトが自らの精神分析理論を「教育」と理解していたことを、テキストに即して明確にした労作である。フロイトによれば、精神分析は「教育のあとに続く教育」なのである。</p> <p>従来、フロイトの精神分析は、神経症の病因となる「欲望の抑圧」に対する批判、いわば「教育 (Erziehung)」批判として理解されてきた。ところが、フロイトは、抑圧を解除する精神分析を「事後教育 (Nacherziehung)」と語っていた。</p> <p>では、抑圧を強化する「教育」と抑圧を解除する「教育」は、フロイトの思想の中でいかなる関係にあったのか。フロイトの用いる「教育」概念は、私たちの想定より広い意味内容を持っていた。抑圧を解除する (神経症を治療する) 方法も「教育」であり、無意識も含めたひとの成熟を促す理論と実践が「教育」と語られていた。</p> <p>第1章、前期フロイトの思想において重要なのは、性欲動の抑圧を学習する「一次教育 (Primärerziehung)」である。フロイトは、そうした教育を、神経症の病因を形成する契機として批判した。一次教育は、欲望を「抑圧」し、結果的に「抑圧されたものの回帰」と「強迫的な良心の形成」という神経症的な道徳性を、被教育者の内に形成する。そこでフロイトは、精神分析を「事後教育」と考え、被教育者に抑圧の「解除 (Aufhebung)」をうながす。意識化された欲望は、快原理から現実原理の支配下に移行し、現実原理に依拠することによって、自我は神経症を克服する。自我による欲望の統御をフロイトは「判断 (Urteil)」と呼んだ。</p> <p>第2章は、事後教育が被教育者にうながす成熟の内実を検討する。事後教育は、抑圧を解除し「無意識の意識化」を目指す。「意識的になる」ことである。ところが、一次教育も「意識的になる」ことである。では両者はどう違うのか。P・リクールのフロイト解釈によれば、一次教育が目標とする「意識的になる」とは、直接意識の自我が社会規範を内面化してより規範的になり、道徳的ではない欲望を無意識へと抑圧することである。しかし、抑圧された欲望はのちに神経症として回帰してしまう。</p> <p>それに対して、事後教育としての精神分析は、リクールが「解釈学的意識」、「間接意識」とよぶ意識様態へと変容をうながす。解釈学的意識は、意識が独力では自己の無意識を意識化できないことを認め、自己の欲望が宿る局所として「無意識」を承認する。そして、分析家とともに (転移関係のなかで) 抑圧抵抗を克服して無意識の欲望を意識化する。つまり、直接意識が強化してきた規範意識を緩め、抑圧を解除することによっ</p>			

て、「欲動の統御」と「自己理解」が同時に達成される。神経症的ではない道徳性の成熟である。

第3章では、症例「鼠男」を中心とする強迫神経症論に焦点をあて、フロイトの多義的な概念「反動形成 (Reaktionsbildung)」や「自我変容 (Ichveränderung)」を検討しながら、強迫的な良心 (超自我) とは異なる自我の道徳性を解明する。

第一の道徳性は、「直接意識による反動強化」である。直接意識の自我は、一次教育をとおして、自らの強迫的な良心 (超自我) を強化する。自我の意識的な性格は、無意識の道徳的ではない欲望を抑圧し続けるために、それとは反対の性格へと、無意識的に変容してゆく (第一の反動形成)。さらに自我の規範意識は抑圧され、自己に内向した憎しみを取り込むことで、その強迫性を増す (第二の反動形成)。こうして自我は、時に過剰に規範的な性格を形成し、のちに抑圧された欲望が神経症として回帰してきた際には、この自我が、抑圧抵抗として意識化に抵抗する。

それに対して、第二の道徳性は、「解釈学的意識による反動形成」と理解される。解釈学的意識の自我が、事後教育をとおして抑圧を解除し、意識化された無意識の欲望を承認し、意識的に統御してゆく。この過程を通して自我は、意識化された無意識の分だけ自己理解を更新し、新たに獲得した自己像をもとに行動する。意識化した欲望や情動が、自らの描く未来と折り合いがつかないのであれば、それを意識化した上で、行動には移さず、前意識の下の方へ抑え込み続けることができる (第三の反動形成)。この変容過程では、解釈学的意識の自我が、無意識や規範意識も含めてまるごと変容してゆく。本論文はその過程を「自己変容」とよび、「自我変容」から区別する。

第4章は、中期フロイトのナルシシズム論および「自我欲動」概念に着目して、ことなるふたつの道徳性のあり方を考察する。直接意識の自我による反省は、「自己愛 (Selbstliebe)」にもとづく抑圧的なものである。自我は、社会規範として内面化された「自我理想」に近づくことで自己愛を獲得しようとし、理想にふさわしくない欲望は無意識へと抑圧し、自己の「真実」の姿から遠ざける。それに対して、解釈学的意識の自我は、無意識の欲望を意識化し、自己の「真実」へと接近してゆく。自我は、分析家の援助のもと、内的抵抗を克服しながら、たとえ自己愛が傷つけられようとも自己の欲望を尊重する。「自己尊重 (Selbstachtung)」、および、現実原理に依拠した「判断 (Urteil)」という心的機制である。

以上の中期フロイトの思想は、前期フロイトと以下の点において異なる。前期フロイトは、抑圧された無意識の欲望を意識化し「断罪」することによって欲動を統御することを考えた。それに対して、中期フロイトは、「断罪」と重なる自我の自己批判や自己非難が、むしろ不快な欲望の抑圧に加担していると考え、「自立した批判」と「情動に依存した批判」を区別するようになる。

さて、後期フロイトの第二局所論は、この二種類の批判を、超自我と自我それぞれが

担う心的機制と理解する。第5章では、後期欲動論、第二局所論を導入した後期フロイト（1920-1939）がとらえ返した事後教育の課題と目的を明らかにする。

第5章は、第二局所論における超自我とエスの導入を見る。欲動論・局所論および「不安」論の改訂を経て、後期フロイトは、前期および中期から引き継ぐふたつの「自我」観を保持する。第一の自我は、エスを「抑制」しうる力能を獲得した「力強い自我」であり、第二の自我は、「原不安」に見舞われて、大人になってからも超自我の処罰を恐れ、それに「依存」する「脆弱な自我」である。

こうした異なる二つの自我観のために、フロイトは、自我が依存を克服して「自立」してゆく成熟のありようを描き出すことができずにいた。それに対して本論文は、後期フロイトの「判断」をめぐる断片的な論述に着目し、実は、フロイトがその可能性を見ていたことを指摘する。すなわち、「自立」とは、自我が、判断を下す主導権を、超自我から取り戻すことによってはじめて可能となるという論点である。

以上の考察をふまえ、終章では、フロイトの技法論を参照して、自我がどのように超自我から自立することができるのか、その成熟をうながす事後教育の方法論を考察する。被教育者が無意識を意識化するためには、まず、感知される心の動きを意識的に支配しようとする直接意識による意識の用い方を手放す必要がある。そのために分析家は、フロイトが「平等にただよう注意」と語った解釈学的意識の態度を実践し、批判も選別もせず、被教育者の話に無心に耳を傾ける。そうした分析家の態度に触発されるかたちで、被教育者も規範意識を緩めながら、精神分析の「根本規則」にしたがい自由連想や転移の解釈をとおして、自己の無意識を意識化してゆく。

実際の分析では、分析家と被教育者とのあいだに「転移/逆転移」関係が形成され、被教育者は、分析家という「新たな超自我」にますます依存を強める。自立した判断を目標とする事後教育は、まず、被教育者が自らの超自我への依存の深さを、転移の解釈を通して意識化することから始まる。その過程には、それまで獲得した社会規範の内実を脱学習してゆくことも含まれる。

こうした無意識の意識化は、自我がエスの欲望を改めて引き受けてゆく過程でもある。直接意識を支配する超自我は、自我が抑圧して意識化できないエスの欲望も自我に帰責し、過剰に責め苛む。それに対して事後教育では、直接意識が受容しきれないエスの欲望を、一度、免責して、超自我を緩めながらエスの欲望を解釈する。その上で、解釈学的意識へと変容した自我は、意識化したエスの欲望からいかなる行動を実行に移すのか、自らの判断において決定する責任を引き受けるようになる。

こうして、フロイトが、抑圧を解除する（神経症を治療する）方法を「事後教育」と呼び、その精神分析を「教育」と理解していたことが示される。フロイトは、無意識も含めたひとの成熟を促す理論と実践を「教育」と呼んだのである。

(論文審査の結果の要旨)

ジークムント・フロイトは自らの精神分析を「教育 *Erziehung*」と理解していた。本論文はその点をテキストに即して論証した労作である。

従来、フロイトの精神分析は「教育」への批判と理解されてきた。教育は「欲望の抑圧」であり神経症の病因である。したがって精神分析は「教育」と相容れない。そうした理解に対して、本論文は、フロイト自身が、精神分析治療を「事後教育 (*Nacherziehung*)」と呼んでいた事実から出発し、フロイトが「抑圧を解除する治療」も「教育」と呼んでいた事実を明らかにする。

では、<抑圧を強化する教育>と<抑圧を解除する教育>は、フロイトの中でのいかなる関係にあったか。本論文はその問いを、その思想全体の中で構造的に、しかし同時に、時系列に即して、理論の変容過程の中で、丁寧に掘り下げている。

本論文の優れた点は、以下の三点に認められる。

第一に、フロイトのテキストを、英訳版ではなく、ドイツ語で丹念に読み込み、その用語法の微妙な違いに目を留めながら、極めて慎重に議論を進めた点である。従来、「精神分析と教育」の議論は、例えば、アンナ・フロイト以降の議論を土台として思想的に展開され、あるいは、逆に、フロイトのテキストの一部分だけを断片的に取り上げて検討されてきた。それに対して本論文は、前期・中期・後期を通したフロイト全体像の中で丁寧に「教育」概念を追跡し、例えば、「抑圧 *Verdrängung*」と「抑え込み *Unterdrückung*」という用語の微妙なニュアンスの違いを確認し、あるいは、「反動形成 *Reaktionsbildung*」という用語が、実は三つの異なる意味合いで使われていたことを論証するという仕方で、緻密な議論を積み重ねている。

第二に、道徳性をめぐる議論における貢献である。「事後教育」は、以前から教育研究において注目されていたが、本論文のように、道徳性の形成という文脈において論じられたことはなかった。事後教育は、抑圧の解除による「無意識の意識化」であるが、「一次教育 (*Primärerziehung*)」における「意識化」とは違う。すなわち、欲望を無意識へと抑圧してしまう「意識化」ではなく、欲望が宿る場所としての「無意識」を承認し、自己の欲望を尊重するという意味における「意識化」である。本論文はそれを、道徳性の成熟と呼ぶ。「欲望の統制」と「自己理解」を同時に達成する、神経症的ではない道徳性である。

また、こうした文脈において、フロイトの「判断 (*Urteil*)」概念に光を当てた点も重要である。従来、フロイトは「自我の自立」については、十分に語ることはなかったと理解されてきた。フロイトは、一方では、エスを抑圧する「力強い自我」を考え、他方では、超自我からの処罰を怖れる「脆弱な自我」を考え、その異なる

二つの自我観のために「自立」の記述が確定しないという理解である。それに対して、本論文は、フロイトの「判断」をめぐる論述を詳細に検討し、自我が「判断を下す主導権」を取り戻す点に目を留める。自我は「判断を下す主導権」を超自我から取り戻し、それによって「自立した判断」を可能にする。神経症的ではない道德性の成熟プロセスにおける「判断」の機能を、このように明らかにしたことは、今後の道德教育の議論に大きな示唆を与えると思われる。

第三に、そうした道德性の成熟プロセスを、精神分析の技法論と重ね合わせ、精神分析の治療プロセスを「事後教育」として解き明かした点である。分析治療は、それ自身が、神経症的ではない道德性の成熟プロセスであり、事後教育であるという理解は、治療実践に、問い直しを迫ることになる。つまり、本論文は、精神分析治療を、フロイト自身の言葉によって「教育」として読み直すことによって、「精神分析と教育」の議論の土台を大きく変えたと同時に、返す刀で、「教育」概念に問い直しを迫り、「治療」概念にも問い直しを迫るという意味において、極めて独創的な仕事であったことになる。

口頭試問においては極めて濃密な質疑が行われた。例えば、1) 本研究を海外で発信するためには、欧米の先行研究との関連を充実させる必要があるのではないか。2) 「前意識の拡大」という点、あるいは、「良心」と「道德性」など、概念規定をさらに綿密にする必要があるのではないか。3) 精神分析が道德性を成熟させるとしても、万人が精神分析を必要とするわけではないとしたら、自然な人間関係の中で、本論文が語る「道德性の成熟」はいかなる仕方で可能になるのか。

しかしこうした問題は、本人も十分に自覚し、今後の課題としていることから、本論文の価値を貶めることにはならないことが確認された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年6月8日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降